

議事概要	
会議の名称	第５回第４次長久手市障がい者基本計画等策定部会
開催日時	令和２年１２月１５日（火）午前１０時から午前１１時４５分まで
開催場所	長久手市役所 北庁舎 第５会議室
出席者氏名 （委員５０音順敬称略）	【委員】 部会長 吉川雅博 副部会長 見田喜久夫 委 員 大谷真弘（インターネットを通じた出席） 委 員 加藤勝 委 員 後藤俊輔 委 員 鈴木厚子 委 員 鈴木聖美 委 員 住田敦子 委 員 高田千津子 委 員 西川恵子（インターネットを通じた出席） 委 員 羽根しげ子 委 員 山口恭美 【事務局】 福祉課長 障がい福祉係長 主任 子ども家庭課長 課長補佐兼療育支援係長 主任 近藤かおり 長谷川礼菜 宮下直幸 出口史朗 岡藤彰彦 藤田由美
欠席者	近藤浩光委員、竹田晴幸委員
傍聴者人数	２人
会議の公開・非公開	公開
審議の概要	１ あいさつ ２ 議題 （１）第４次長久手市障がい者基本計画等の素案について ３ その他
問合せ先	長久手市役所福祉部福祉課 電話０５６１－５６－０６１４ FAX０５６１－６３－２９４０ 長久手市役所子ども部子ども家庭課 電話０５６１－５６－０６３３ FAX０５６１－６３－２１００
議事録（要旨）	
・部会長	１ あいさつ （部会長あいさつ）

・事務局	・本部会は、過半数の委員が出席していることから成立する。 2 議題 (1) 第4次長久手市障がい者基本計画等の素案について (資料1・及び追加資料に基づき説明) (質疑等)
・委員	イラストが全体的に身体障がいのある人が多い。難しいと思うが目に見えない障がいのある人も増やしてほしい。
・委員	防災・防犯（33ページの）について確認したい。 ①障がいのある人の災害時支援マニュアルが整備されており、それを基づき進めているのか。 ②市内の福祉施設との協定による緊急避難先の確保とはどのようなものか。 ③各小学校区の緊急避難先はいかがか。 ④4番目の「その支援施設」の「その」は何を指すのか。 また、生活環境（28ページ）にある障がい者団体への支援は、具体的にどのようなものを想定しているのか。
・事務局	避難行動要支援者名簿は、本市でも作成しており、緊急時・災害時に備え自身の情報を登録していただいているが、災害時の緊急避難先などの内容については、未登録者が多く、課題と受け止め、本計画の重点項目としている。具体的には、災害時の各事業所の対応や備蓄等の状況、受け入れの可否等を確認し、連携ができるようにしていきたい。 また、避難行動要支援者名簿だと、一定以上の障がいがある人に限られてしまうため、公的機関ではすぐに対応できない場合もあり、自助や互助の力を高めることも重要と認識している。障がいのある人が自身の特性や配慮してほしいこと提示できるシートの作成等を考えている。 なお、「福祉施設」は、市内にある入所施設を指し、福祉避難所として登録をし、災害時等の避難場所を確保していくものである。 4番目の「その」は分かりにくいため、適切に修正する。 28ページにある障がい者団体への支援について、今後も必要な支援を継続的に行っていきたいと考えている。具体的には、今年度の福祉ガイド（障がい版）の巻末において各団体を案内するページを作成した。
・委員	重点事項の「医療的な対応を必要としている人への支援体制づくり」のめざす姿の1つ目において「定義を明確にし、対象者を把握」とあるが、目標としては表現があいまいと思われる。意識調査からも支援が必要としている人がいるため、その内容を踏まえ対象者を把握することが必要と思われる。

・ 委員	意識調査からも分かるように差別を受けたり嫌な思いをしている人が一定数いる。こういったことは、声をあげないと分からないため、しっかりと把握してほしい。 また、差別を受けた場所では、学校が多く挙げられている。知的・精神は外見からわかりにくいため、特性や障がいへの理解の啓発・教育が大切となる。当事者アンケートでも優先すべき施策として、障がい特性の理解の促進が挙げられている。イラストなども含めて、推進に力を入れてほしい。
・ 事務局	重点項目の「医療的な対応を必要としている人への支援体制づくり」について内容を見直しながら確認していきたいと思う。
・ 委員	教育文化（２５ページ）の学校での取り組みについて、令和元年８月から学校では医療的ケアの対応がはじまっているため、その旨の文言を追加してほしい。
・ 委員	障がい福祉計画の数値の算出において、介護保険対象者も加味しているのか。
・ 事務局	障がい固有のサービス（働くことへの支援、ガイドヘルプなど）は、６５歳以上となっても切れるものではないことから、加味はしていない。
・ 委員	障がい福祉計画の地域生活支援事業の成年後見制度法人後見支援事業（４７ページ）について、実績が未実施のはずだが、実施となっている。市民後見人の育成ならば実施と考えても良いが、説明と異なってくるため、内容を確認してほしい。
・ 事務局	国の指針を確認し、適切に改める。
・ 委員	障がい者権利擁護支援計画の施策の方向性（７０ページ）において、地域連携ネットワークについて触れた記述にしてほしい。地域連携ネットワークは、福祉・保健のみでなく、裁判所や法律の専門職などの司法が含まれたことが大きい。そのため、連携体制の構築において、福祉関係者だけでなく、司法とも連携する部分について記載が必要である。
・ 部会長	部会長により議題(1)の承認について、出席委員に諮ったところ、原案のとおり承認された。 <第３回部会の終了>